

第一 部 占領期日本における高等学校制度改革と
工業高等学校制度の展開

第 一 章

工業学校制度の改革と工業高等学校制度化論

第1節 工業学校の制度と教科課程

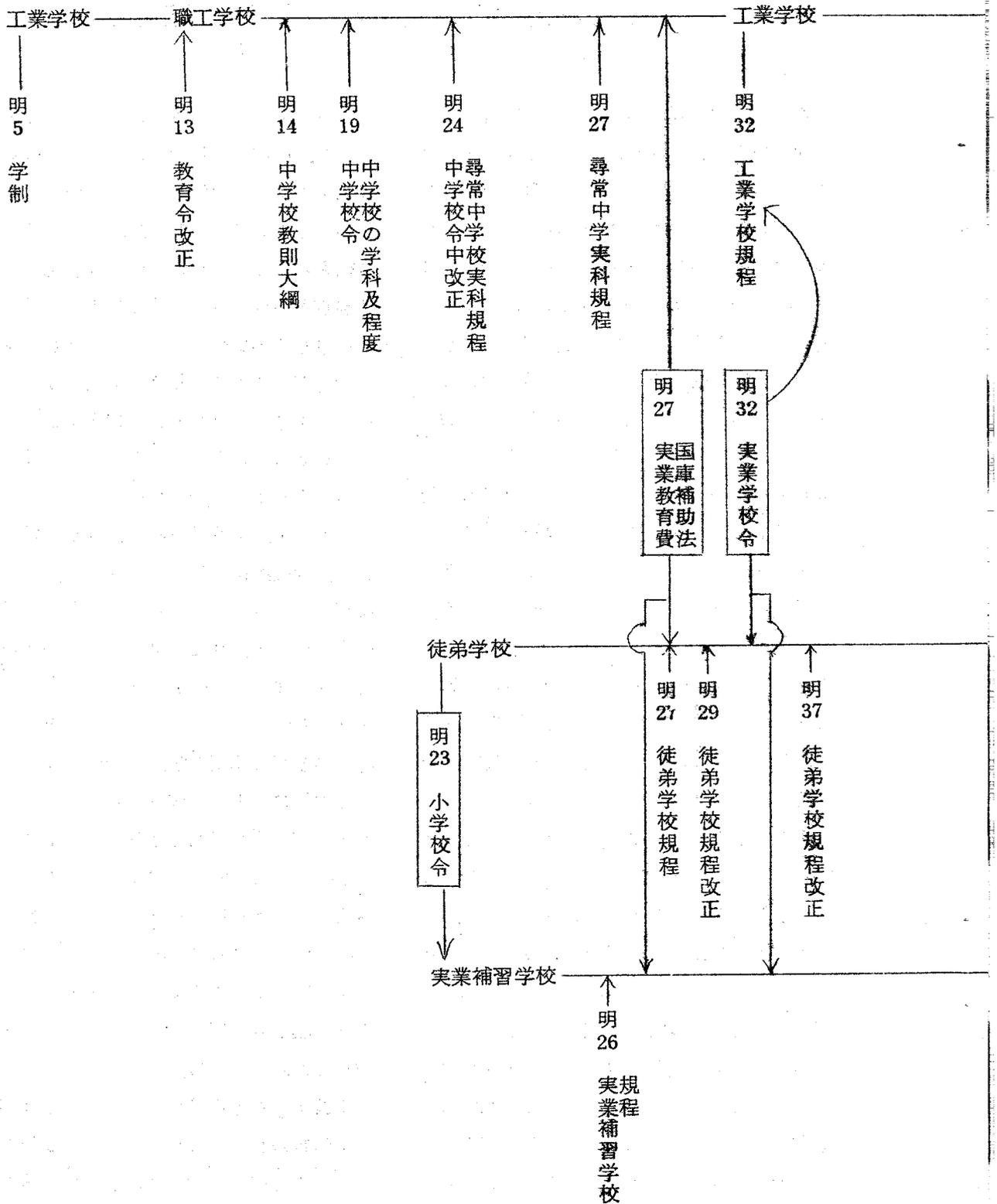
敗戦後の工業高等学校の制度化過程において、改革されるべき学校として直接意識された旧制度下の学校は、周知の通り、昭和18年1月21日の「中等学校令」(勅令第36号)の公布により、中等学校の一つとして制度化された工業学校であった。この工業学校の沿革を辿れば、それは図1の通りである。¹⁾即ち、明治5年の「学制」下の「工業学校」、明治13年の「教育令改正」下の「職工学校」²⁾さらには明治23年の「小学校令」下の「徒弟学校」あるいは「実業補習学校」³⁾にまで遡ることができる。しかし、これ等の学校は小学校、中学校とは制度的にも未分化であるばかりでなく、⁴⁾その工業教育の程度も初等補習教育的な程度から高等教育(専門教育)程度までおも含むものであった。⁵⁾工業学校の制度的あるいは教育内容上のかかる未分化な性格は、明治32年の「実業学校令」(勅令第29号)の公布により、しだいに分化の方向において整備されて行く。即ち、これまで「小学校」の一つであった「徒弟学校」、
「実業補習学校」は、同令によって実業学校の一つと規定されることによって、法制上いずれも中等程度の実業学校に昇格することになった。特に「徒弟学校」は「工業学校ノ種類」とすることが、明確に規定されたのである。⁶⁾又中学校との分化は、明治32年の「中学校令改正」(勅令第28号)の第1条「中学校ハ男子ニ必要ナル高等普通教育ヲ為スラ

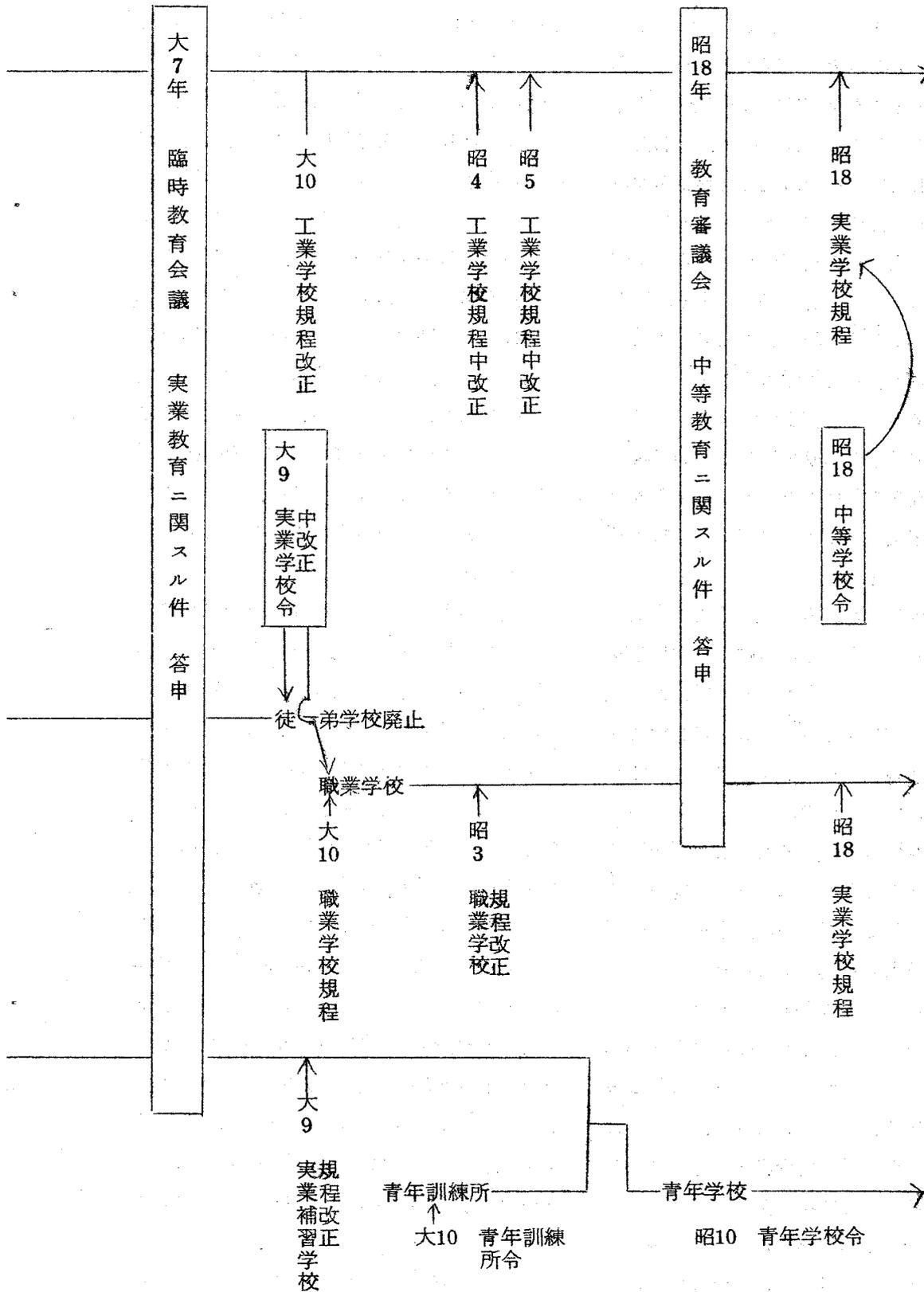
以テ目的トス」⁷⁾の規定により、具体化する。つまり、中学校の実業に就く者と高等の学校に入学する者の教育という、これまでの中学校の二重目的は、前者の削除によって、実業学校あるいは工業学校と分離独立化する。専門学校との分化は、明治32年の「工業学校規程」(文部省令第8号)の「高等ナル工業学校」が、明治36年の「専門学校令」(勅令第61号)及び「実業学校令中改正」(勅令第62号)に基づき、⁸⁾工業専門学校に昇格することによって、具体化する。

かくして、工業学校は明治36年段階において、制度的にも教育内容的にも、明確に位置づけられることになった。即ち、工業学校⁹⁾は「工業ノ実業ニ従事スル者ニ必要ナル教育」を目的とする、年令14才以上学力修業年限4ケ年(明治40年に2ケ年と改正)¹⁰⁾の高等小学校卒業程度¹¹⁾を入学資格とする修業年限4ケ年の「工業学校」と「職工タルニ必要ナル教育」¹²⁾を目的とする、年令12才以上学力尋常小学校卒業以上を入学資格とする修業年限6ヶ月以上4ケ年以内の「徒弟学校」とに制度化されるのである。

その後、かかる工業学校は大正7年の臨時教育会議の答申¹³⁾に基づき、注目すべき改革が行なわれた。即ち、大正9年の「実業学校令中改正」(勅令第64号)及び10年の「工業学校規程改正」(文部省令第2号)によって、¹⁴⁾(1)従来の目的の他に、「兼テ徳性ノ涵養ニカムベキコト」が加えられたこと、(2)「

図 I - 1 敗戦前における工業学校制度の展開





徒弟学校」制度を廃止し、工業学校を尋常小学校卒業程度を入学資格とする修業年限3年乃至5年の「工業学校」、高等小学校卒業程度を入学資格とする修業年限2年乃至3年(1年延長可)の「工業学校」に多様化したこと、(3)夜間工業学校を認めたこと等をあげることができる。工業学校制度内の多様化は、昭和5年の「工業学校規程中改正」(文部省令第5号)によって、さらに拡大する。即ち、同規程によって、¹⁵⁾工業学校として新たに、尋常小学校卒業程度を入学資格とする修業年限2年の工業学校(乙種工業学校)と上記5年(高等小学校卒業程度では3年)の工業学校(甲種工業学校)に中学校卒業程度を入学資格とする修業年限1年の第二部の設置が制度化されたのである。

工業学校制度のかかる展開、換言すれば、他の学校制度との分化あるいは工業学校制度内の多様化は、清水幾太郎氏の表現によれば、「日本の宿命的な問題」¹⁶⁾解決への教育制度上の一つの解答であったと云えよう。つまり、敗戦後においても同様であるが、わが国の資源の貧弱、食糧の不足、失業、社会不安等に起因する「吾々自身の背にある暗く重い問題」¹⁷⁾に対する学校制度上の解決が、学校制度への分業原理の導入を余儀なくさせたのである。勿論、かかる解決方式が全く抵抗なく行われたわけでもないし、又それへの反省がなかったわけでもない。¹⁸⁾例えば、昭和18年の教育審議会の答申に基づき公布された、昭和18年の「中等学校令」(勅令第36号)及び「実業学校規程」(文部省令第4号)は、工業学校を中学校、高等女学校及び他の実業学校と同等の「中等学校」と規定したのである。具体的には、工業学校は中学校、高等女学校

と同様に、修業年限4年の場合には、その入学資格を国民学校初等科修了程度とすること、¹⁹⁾第3学年以下の学年においては工業学校と中学校との相互転校を認めたこと²⁰⁾等を指摘できよう。なお、工業学校にはこの他国民学校高等科修了程度を入学資格とする修業年限2年又は3年(夜間では4年)の工業学校、修業年限1年乃至3年の専攻科、修業年限2年以内の専修科の設置も認められた。²¹⁾とまれ、その分化・多様化の過程において、中学校あるいは高等女学校より一段低い学校として位置づけられてきた工業学校は、昭和18年の一連の教育法令の制定によって、その実態的意味においてはともかく、法制的にはこれ等学校と同等の中等学校として制度化されることになったのである。²²⁾

以上、昭和18年までの工業学校制度の展開を、鳥瞰的に考察してきた。ところで、敗戦後の工業高等学校制度化過程において、批判検討の直接的対象となった昭和18年法下の工業学校の具体的な内実は、如何なるものであろうか。その学科は、主として機械科、航空機科、造船科、電気科、電気通信科、工業化学科、紡織科、色染科、建築科、採鉱科、冶金科、金属工業科、木材工芸科、金属工芸科の15学科に分けられている。²³⁾これ等学科の各教科課程は、いずれも「教科」と「修練」から構成される。²⁴⁾前者はさらに「国民科」、「実業科」、「理数科」、「体錬科」、「芸能科」(女子には家政科を付加。)、又後者は「日常行フ修練」、「毎週定時に行フ修練」、「学年中随時行フ修練」に細分類された。²⁵⁾

これ等教科及び修練の具体的な内容あるいは教科課程は、実業学校規程第13条²⁶⁾に基

づき、昭和18年の「実業学校教科及修練課程」(文部省国民教育局長通牒)によって規定されることになった。工業学校機械科を例

にそれを示すと、表I-1の通りである。²⁷⁾ 教科・科目欄の「増課時数」は、「工業学校教科及修練課程」の編成上の注意によれば、

表I-1 工業学校教科及修練毎週授業時刻数配当(機械科)

教科	科目	作業年限		修業年限4年のもの				修業年限3年のもの			夜間において授業を行なうもの			
		学年	学年	1年	2年	3年	4年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	4年
国民科	修 科			1	1	2	2	1	2	2	1	1	1	1
	国 語			4	4	2	2	3	2	2	2	2	1	1
	歴史・地理			3	2	2	1	3	2		2	1		1
実業科	工業概説			1			1	1		1	1			1
	実習・製図			6	6	9	9	8	8	8	5	6	6	6
	機械工作			1	2	2	1	2	2	2	2	2	2	
	精密測定						2			2			1	1
	機械設計				2	3	1	2	2	2		2	2	2
	機械材料					2			2				1	1
	原 動 機					2	3		2	3			2	3
	電 気						2			2				2
工場経営						1			1				1	
理数科	数 学			4	5	4	3	3	4	4	3	3	3	1
	物 象			4	3	1	1	4	3	1	4	2	1	
	生 物			1	2			1	1				1	1
体練科	教 練			3	3	3	3	3	3	3	} 3	3	3	3
	体操・武道			3	3	2	2	2	2	2		3	3	3
芸 能 科				3	2			2			1	1		
合 計				34	35	34	34	35	35	35	24	24	24	24
増 課 時 数				1~3	1~3	1~4	1~4	3	3	3				
修 練				3	3	3	3	3	3	3	不定時	不定時	不定時	不定時
毎 週 授 業 総 時 数				38~40	39~41	38~41	38~41	41	41	41	24	24	24	24

原則として「之ヲ実業科ニ配当」することになつていた。教科課程の基本的性格は、機械科実業科の「教授要旨」の「実業科ハ我が国工業ノ国家的使命ヲ明ニシ機械工業ノ技術及経営ニ関スル実務ヲ修練セシメ工夫創造ノ能ト共ニ工業報國ノ信念ト実践力トヲ養ヒ工業

ニ従事スベキ皇国民タルノ資質ヲ錬成スルヲ旨トス」²⁹⁾から明らかな通り、当時の時代状況を反映して、きわめて軍事色豊かなものであつた。

教科別の比重を示すと、表I-2の通りである。表I-1及び表I-2より、機械科教

表I-2 工業学校教科及修練毎週授業時数配当表

教科	科目	全日4年(A)					全日3年(B)				夜間4年(C)				
		計	1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	4年
国民科	修身	6	1	1	2	2	5	1	2	2	4	1	1	1	1
	国語	12	4	4	2	2	7	3	2	2	6	2	2	1	1
	歴史・地理	8	3	2	2	1	5	3	2		4	2	1		1
	小計	26	8	7	6	5	17	7	6	4	14	5	4	2	3
実業科	工業概説	2	1			1	2	1		1	2	1			1
	実習・製図	30	6	6	9	9	24	8	8	8	23	5	6	6	6
	機械工作	6	1	2	2	1	6	2	2	2	6	2	2	2	
	精密測定	2				2	2			2	2			1	1
	機械設計	6		2	3	1	6	2	2	2	6		2	2	2
	機械材料	2		2			2		2		2		1	1	
	原動機	5			2	3	5		2	3	5			2	3
	電気	2				2	2			2	2				2
工場経営	1				1	1			1	1				1	
小計	56	8	12	16	20	50	13	16	21	49	8	11	14	16	
理科	数学	16	4	5	4	3	11	3	4	4	10	3	3	3	1
	物理	9	4	3	1	1	8	4	3	1	7	4	2	1	
	生物	3	1	2			2	1	1		2			1	1
	小計	28	9	10	5	4	21	8	8	5	19	7	5	5	2
体練科	教 練	12	3	3	3	3	9	3	3	3	} 12	} 3	} 3	} 3	} 3
	体操・武道	10	3	2	2	2	6	2	2	2					
	小計	22	6	6	5	5	15	5	5	5	12	3	3	3	3
芸能科		5		3	2		2	2			2	1	1		
合計		137	34	35	34	34	105	35	35	35	96	24	24	24	24
増加特数		4~6	1~3	1~3	1~4	1~4	9	3	3	3					
修 練		12	3	3	3	3	9	3	3	3		不定時	不定時	不定時	不定時
毎週授業総時数		153 163	38 40	39 41	38 41	38 41	123	41	41	41	96	24	24	24	24

科課程の内実を次のように指摘できる。即ち、(1)教科の比重は3類型とも、実業科→理数科→国民科→体錬科の順序となっていること、(2)3類型間に程度の差こそあれ、実業科の比重がきわめて高いこと。ちなみに増課時数を実業科に加えるならば、A類型で39.21%、B類型で47.97%、C類型で51.04%となる。(3)科目間の比重では、「実習・製図」が最も高く、A類型で19.61%、B類型で19.51%、C類型で23.96%である³⁰⁾。(4)教科課程の弾力性がきわめて低いこと、弾力性の指標である「増課時数」の比重は、A類型で2.61%、B類型で7.32%にすぎないこと、(5)しかも、かかる「増課時数」内においても、教科目の選択の範囲がきわめて限定されていたこと、(6)週当りの授業時数が、A・B類型とも35～38時間できわめて多かつたこと、(7)学年当りの教科目の種類が、きわめて広範囲に亘っていたこと、A類型では12～16以上、B類型では14～15以上、C類型では10～13以上となっていること、(8)従って、各教科科目の週当り授業時間数は1～2時間の教科目が多かつたこと、つまり、「小科目制」であつたこと等である。

文部省国民教育局による教科課程の例は、各工業学校において、ほぼ全面的に実施されたと云つてよい、例えば、昭和18年4月付の広島県立工業学校機械科の教科課程は、表I-3の通りである。³¹⁾ A及びB類型では、「歴史・地理」科目が「歴史」と「地理」科目に分化され、「工場経営」科目が「工場管理」科目に変えられているに過ぎない。表I-4の昭和19年付の仙台市立工業学校の機械科教科課程³²⁾についても、ほぼ同様に指摘できる。ただ、そのA類型の「増課時数」に

おいて、外国語(英語)と珠算・計算尺が選択されている点に特色があるに過ぎない。

以上、敗戦後の工業高校制度化過程における改革意識を明らかにするために、敗戦前の工業学校の制度的展開とその教科課程の内実を概観してきた。その結果、極くマクロに敗戦前の工業学校制度の特徴を捉えるならば、次のように指摘できる、即ち、(1)工業学校は制度上及び教育内容上の未分化な状態から、分化の方向が顕著にとられたこと、(2)この分化過程は中学校・高等女学校との分化(二重学校体制の確立)のみならず、工業学校制度内の多様化を伴っていたこと、(3)しかし、かかる分化の方向性は、昭和18年の「中等学校令」によって、部分的修正を受けたこと、(4)この部分的修正は、しかしその教科課程の「専門教育」、特に「実習」に傾斜した弾力性の乏しい、教師中心の教科課程を改訂するものではなかつたこと、(5)従って、工業学校は制度及び教科課程の両面に亘り、他の中等学校とも、又高等教育機関とも分離独立した学校であつたことである。工業学校制度のかかる歴史的性格は、戦後教育制度改革過程において、いずれも再検討されることになるのである。

第2節 工業学校制度の敗戦処理と改革への模索

敗戦そして占領軍による日本支配という新事態は、わが国の政治・経済・社会・文化等を根源的に問い直すことを余儀なくさせた。それはまさに一億国民総懺悔の様相を示すものであつた。教育制度についてもその例外ではなかつた。それは日本の教育制度の妥当性の吟味を含みながらも、しかし、根源的には

表 I-3 広島県立工業学校機械科教科課程

◎本科機械科							◎第二本科機械科				
修業年限		5ヶ年を4ヶ年に短縮					入学資格		年齢14年以上で国民学校高等科修了, 又は実業学校規程40条の一つに該当するもの。		
入学資格		年齢12年以上で国民学校初等科修了, 又は実業学校規程39条の各号の一つに該当するもの。									
教科課程 (A)							教科課程 (B)				
教科	学年						教科	学年			
	I	II	III	IV	計	I		II	III	計	
国民科	修身	1	1	2	2	6	修身	1	2	2	5
	国語	4	4	2	2	12	国語	3	2	2	7
	歴史	2	1	1	1	5	歴史	2	1		3
	地理	1	1	1		3	地理	1	1		2
	小計	8	7	6	5	26	小計	7	6	4	17
理科	数学	4	5	4	3	16	数学	3	4	4	11
	物理	4	3	1	1	8	物理	4	3	1	8
	生物	1	2			3	生物	1	1		2
小計	9	10	5	4	28	小計	8	8	5	21	
体操科	教 練	3	3	3	3	12	教 練	3	3	3	9
	体操・武道	3	3	2	2	10	体操・武道	2	2	2	6
小計	6	6	5	5	22	小計	5	5	5	15	
芸術	能 科	3	2			5	能 科	2			2
	練	3	3	3	3	12	練	3	3	3	9
実業科	工業概説	1			1	2	工業概説	1		1	2
	実習製図	6	6	9	9	30	実習製図	8	8	8	24
	機械工作	1	2	2	1	6	機械工作	2	2	2	6
	機械設計		2	3	1	6	機械設計	2	2	2	6
	精密測定				2	2	精密測定			2	2
	機械材料			2		2	機械材料		2		2
	原動機			2	3	5	原動機		2	3	5
	電気				2	2	電気			2	2
工場管理				1	1	工場管理			1	1	
小計	8	10	18	20	56	小計	13	16	21	50	
増 課	3	3	4	4	14	増 課	3	3	3	9	
合 計	40	41	41	41	163	小 計	41	41	41	123	

太平洋戦争もいよいよ苛烈となるに及び、修業年限の短縮に伴い、簡素にして充実したものを建前として教科課程を改訂した。

実業学校では複雑多岐な学科や学科目を整理し、皇国民錬成の観点から学科目から列主義を廃し、外国語は教科として課せず、増加時数の範囲内で課した。

◎専修科……廃止

表 I - 4 仙台市立工業学校機械科教科課程

● 機械科本科第一部教科課程 (A)

教科目		学 年	I	II	III	IV
国民科	修身		1	1	2	2
	国語		4	4	2	2
	歴史	}	3	2	2	1
	地理					
実業科	工業概説		1			1
	実習製図		6	6	9	9
	機械工作		1	2	2	1
	精密測定					2
	機械設計			2	3	1
	機械材料				2	
	原動機				2	3
	電気					2
理科	工場管理					1
	数学		4	5	4	3
	物理		4	3	1	
体練科	生物		1	2		
	教体練		3	3	3	3
芸術科	教体操	}	2	2	2	2
	教体道					
芸術科	図画		1	1		
	書道		1	1		
増加科目	外国語(英語)		2	2	1	1
	珠算・計算尺				1	1
修 計	修 練		3	3	4	4
	計		37	39	39	39

● 機械科本科第二部教科課程(夜間)(C)

教科目		学 年	I	II	III	IV
国民科	修身		1	1	1	1
	国語		2	2	1	1
	歴史	}	2	1		1
	地理					
実業科	工業概説		1			1
	実習製図		5	6	6	6
	機械工作		2	2	2	
	精密測定				1	1
	機械設計			2	2	2
	機械材料			1	1	
	原動機				2	3
	電気					2
理科	工場管理					1
	数学		3	3	3	1
	物理		4	2	1	
体練科	生物				1	1
	教体練	}	3	3	3	3
教体道						
芸術科	教体計	}	I	1	24	24
	計					
修 計	修 練		不定時	不定時	不定時	不定時
	計					

備考

毎日午後6時始業、午後9時30分終業。

但し季節により終業時刻9時30分を越えざる範囲において変更することあるべし。

これまでの日本の教育制度を支える論理と占領軍、特に米国のそれとの脱れることのできない葛藤でもあった。本節の目的は工業学校制度改革とのかかわりで、この葛藤の内実を明らかにすることにある。

工業学校制度改革に関する日本政府あるいは文部省の対応の内実は、まず最初に敗戦処理的段階があり、次に新制度改革への模索の段階があった。文部省は昭和20年8月15日に、日本が敗戦を迎えたことは「偏ニ匪躬ノ誠足ラズ報国ノ力乏シクシテ皇国教学ノ神髓ヲ発揚スルニ未ダシキモノ有リシニ由ル」とし、今後の教育は「国体護持ノ一念ニ徹シ教育ニ従事スル者ヲシテ克ク学徒ヲ薫化啓導シ其ノ本分ヲ誤ナク格守セシム」ことを訓令³³⁾した。つまり、敗戦後の学校制度改革は「敗戦後の新事態に即応しながらもわが国の伝統的な教育理念を堅持しようとしていた」³⁴⁾ところから出発するのである。授業の再開のために、文部省は同月16日に「動員解除ニ関スル件」を発し、「一般工場事業場ニ出勤中ノ男子生徒ハ各般ノ情勢ヲ勘案シ現地関係機関ト連絡ノ上可及的速力ニ動員解除スルコトトシ帰校ノ上晴耕再読ヲ行ハシム」³⁵⁾又同月28日に「時局ノ変転ニ伴フ学校教育ニ関スル件」(発専第118号)を発し、「学校(女子ノ学校ヲ含ム)ノ授業ノ実施ニ付テハ³⁶⁾平常ノ教科教授ニ復原スル様措置スルコト」を指令し、9月中旬には授業の再開を指令したのである。

これ等の訓令及び通牒は、いずれもすべての学校に対する、いわば敗戦処理指令であった。これに対し、特に工業学校に関する指令としては、同年8月28日の「実業学校ノ名称竝ニ学科ノ変更ニ関スル件」(臨国第28

号)、同年9月12日の「時局ノ急転ニ伴フ学校教育ニ関スル件」(発学第184号)をあげることができる。しかし、これ等通牒の内、前者は「戦争終結後ノ事態ニ対処スルタメ実業学校就中工業学校ニ於テ特殊ノ名称ヲ附シ又ハ学科ヲ設置アルモノニシ之ガ名称及ビ学科ヲ変更シ又ハ之等学科ヲ他学科ト統合セントスル場合ノ措置ニ関シ此際至急処理ヲ要スルモノト思料セラククニ付右申請ニ対シ貴官限り便宜御措置相成度。追テ右事項措置後ハ其ノ事情ヲ具シ御報告相成度」、又後者は「昭和19年度に於テ商業学校ヨリ転換セル工業学校ニ在リテハ追テ何分ノ指示アル迄従来ノ教育ヲ実施スル」³⁸⁾と通牒したに過ぎなかった。つまり、この段階ではその敗戦処理さえもまさに暗中模索であり、その結果は現状維持の形で示されたに過ぎなかった。

かかる処理は同様に、同年9月15日の文部省作成の「新日本建設ノ教育方針」、さらには同年10月8日の「男子中等商業学校ヨリ転換セル諸学校ノ取扱ニ関スル件」においても明らかである。前者において文部省は、「新事態ニ即応スル教育方針ノ確立ニツキ鋭意努力中デ近ク成案ヲ得ル見込デアルガ今後ノ教育ハ益々国体ノ護持ニ努ムルト共ニ軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途」とすることを表明しているが、しかし、「軍国的思想及施策を払拭」あるいは「平和国家ノ建設」³⁹⁾と教育とのかかわりは、抽象的表現の域を出るものではなかった。又後者においても、「将来我国ノ平和国家建設ノ基礎ハ科学技術ノ振興ニ俟ツトコロ極メテ大ナルモノアル実情ニ鑑ミ」、「事情ノ許ス限り理科系学校トシテ之ヲ存置シ内容ノ整備充実」⁴⁰⁾の要を通牒しているに過ぎない。これ等訓令

あるいは通牒においては、工業学校は制度的にも教育内容的にも何等修正を受けることはなく、その目的を戦時労働力養成から「平和国家建設」の担い手養成という新しい装いを付加したものに過ぎなかったと云っても過言ではない。かかる処理は、しかし連合軍及び米国政府による日本政府宛の一連の指令によって、基本的な再検討を余儀なくされる。その面期をなす指令は昭和20年10月22日の「日本教育制度に対する管理政策」(AG350 CIE)である。この指令は日本政府に、教育内容、教職員、教育技術について、軍国主義及び極端な国家主義教育の排除と民主主義教育の積極的な推進の必要を指令したものである。⁴¹⁾

かかる米国の論理の提起と日本側の対応という図式は、まず最初に軍国主義及び極端な国家主義教育の排除の側面において具体化して行く。その最も包括的な側面では、同年10月の「戦時教育令」、「学校技能者養成令」、⁴²⁾「工場事業場技能者養成令」等の廃止である。これ等勅令の廃止により、戦時軍需労働養成のための諸制度は、すべて廃止されることになった。又その個別的側面においては、同年9月22日付指令第3号(APO500号)、⁴³⁾同年11月18日付の「商業並ニ民間航空ニ関スル件」⁴⁴⁾の指令に基づく文部省の通牒、即ち、同年11月24日の「航空関係ノ指令ニ基ク命令ニ関スル件」(発学第40号)、同年11月28日の「終戦ニ伴フ中等学校措置ニ関スル件」(発学第49号)をあげることができる、前者において文部省は工業学校における航空関係教育を全面禁止し、「当該学校ニ於テ他学科ノ拡張又ハ新学科ヲ設ケ適當ニ措置スルコト」⁴⁵⁾を指示した。又後者に

おいて、このための工業学校における具体的措置を次のように指示したのである。⁴⁶⁾即ち、(1)昭和21年度の入学定員については、男子実業学校の「入学定員ノ増加ハ積極的ニ之ヲ認メルコト」、(2)学校・学科の名称については、「航空工業学校ハ単ニ工業学校若クハ機械工業学校ニ変更」、「航空機科、航空発動機科、航空機体科ハ機械科、紡織科、木材工芸科等ニ変更」、「燃料科ハ地方ノ実情ニヨリ工業化学科若クハ色料科等ニ変更」すること、(3)学力補充については、「特ニ重点ヲ置クベキ教科ハ男子実業学校ニ在リテハ実業科、理数科及ビ国民科国語」、「実業科ノ取扱ニ付テハ総合的、基本的ナル事項ニ重点」、「男子実業学校ニ於ケル理数科」は「4時乃至5時程度増トシ」、この増加時数分は「概ネ体錬科、芸能科、修練科等ノ教科ニ於テ適宜之ヲ減スル」、工業学校では「成ル可ク外国語トシテ英語ヲ課シ中等実業学校生徒トシテノ常識程度ノ学力ヲ習得セシムル」こと、(4)上級学校の進学については、「戦時中実業学校卒業生ノ上級学校進学ニ関シテハ之等卒業生ノ概ネ一割程度ヲ限り上級学校ヘノ進学ヲ認め来リタル処向後ハ其ノ制限ヲ廃止」、しかし、「徒ラニ卒業生ノ上級学校進学ヲ憑シ実業学校体系ノ使命ヲ忘却スルガ如キナキ様に注意すること等を指示した。

工業学校制度は、かかる指示事項によって明らかな通り、学校・学科の名称変更、学力補充、上級学校進学において部分的修正が行なわれたが、しかし、基本的には昭和18年「中等学校令」下の工業学校と同じであった。比喩的に云えば、それは「戦時体制」⁴⁷⁾下の工業学校制度の敗戦処理と云っても過言ではない。かかるネガティブな制度改革の展開は、

昭和21年に入るとともに、「戦時中其ノ修業年限ヲ短縮シタルモ新時代ニ即応スル国民文化水準ノ向上ヲ期センガ為修業年限ヲ概ネ戦前ニ復旧セントス」⁴⁸⁾ことに結実する。このために、文部省は昭和21年2月12日の「中等学校及高等学校等修業年限延長ニ関スル件」(発学第67号)を通牒し、その構想を表明した。⁴⁹⁾この構想は、同年2月23日の「中等学校令中改正」(勅令第102号)⁵⁰⁾の公布により、その法制化をみることになった。工業学校はこれにより、国民学校初等科修了程度を入学資格とする5年の工業学校、国民学校高等科修了程度では3年(夜間4年)の工業学校の二種類となるのである。しかし、同日の「中等学校修業年限延長実施ニ伴フ措置ニ関スル件」(発学第90号)の「実業学校ノ教科課程ハ当分ノ間従前ノ課程ニ準ジ現下ノ情勢地方ノ実情等ニ即応シ適宜実施」⁵¹⁾の通牒でも明らかな通り、その制度改革と同様、その教科課程改革においても、特に新しい方向が目ざされたわけではなかった。かかる事態は、これ等の改革がいずれも「軍国主義及極端なる国家主義教育の排除」とのかかわりに力点を置いたことの必然的な結果であった。従って、工業学校制度の抜本的改革は、連合国軍最高司令部(以下、GHQと云う。)の指令の内のもう一つの側面、つまり、「民主主義教育の推進」の視点から検討される時、より顕在化し具体化するのである。その媒介をなすものは、周知の通り、昭和21年4月7日の第一次米国教育使節団報告書の発表である。勿論、同報告書の発表以前においても、行論において明らかにする通り、工業制度改革論が全然なかったわけではない。しかし、それ等の改革論はいずれも未だ明確な改革へ

の方向を見出し得ない、暗中模索の改革論であったと云っても過言ではない。以下、その内実を考察することにする。

筆者の管見によれば、敗戦後における工業学校制度改革にかかわる論文としては、安岡正篤氏の昭和20年9月付論文、「日本の進むべき道」⁵²⁾をあげることができる。安岡氏は同論文において、戦後の学校制度を、(1)「普通教育」、(2)「産業教育」、(3)「専門教育」、(4)「師範教育」の4分野に分類し、各分野毎に次のような制度改革を構想する。⁵³⁾即ち、「普通教育」については、「小学校」又は「国民学校」(修業年限6年、以下、年数だけを掲げる)、「中学」(5年)、「青年学校(定時制)」(3~5年)をあげ、「小学校」及び「青年学校」を義務教育学校とする。「産業教育」については、農・工・商・水産等の学校を含む「産業学校」(4~5年)をあげ、この学校は「中等程度の教育を以て産業に従事せんとする者」を目的とし、「如何なる種類の学校を問わず、人として国民としての常識と人格との学問修養を重んぜしめる」こととした。「専門教育」については、「普通教育及産業教育を終りたる者について専門の教育を受けんとする者に対し特に専門の実用と人格の教養とを重んじて、各種の大学を置く。修業年限は3年乃至4年とする。」こと、又「大学」修了者に対しては、「大学院」(1年)の設置を提言した。⁵⁴⁾この改革論では、工業学校は「産業学校」に改組されることになる。この「産業学校」は、その目的及びアーテュレーションからみれば、旧制度を一步超えようとするものであることを伺わせる。しかし、同時にこの改革論では「産業学校」が「中学校」と如何なる共通性と独自性を持

つかについては、何等の具体的提案はなかった。

若溪会内に設置された「新日本教育研究調査会」は、昭和20年12月1日に「新日本教育建設ニ関スル意見」を公表し、14項目に亘る改革を提言する。⁵⁵⁾同調査会は第9項「教育制度」で、その改革精神を「教育ノ機会均等ノ原則ニ基キ、各学校ノ門戸ヲ開放シ、教育制度ヲ拡張シテ、青少年ノ進学希望ヲ満足セシメ、学校類型ノ多様化ヲ図リ、被教育者ノ個性ト環境トニ適合スル教育ヲ行ヒ、特ニ勤労青少年ノ為ノ学校ヲ整備充実シ、更ニ学校卒業ニ依ツテ付与セラルベキ各種ノ特権ヲ廃止スル等民主主義的教育機構ヲ確立スルコトガ緊要デアル」⁵⁶⁾と表明する。そしてこのための学校制度として、「国民学校」、「中等学校」、「高等学校」、「専門学校」、「大学」を構想する。⁵⁷⁾これ等学校の内、工業学校制度改革に直接かかわる学校は、「中等学校」である。同調査会は、この学校が「被教育者ノ個性ト環境トニ適合スル教育」を受けられるために、きわめて多様な学校となることを構想する。即ち、「国民中学校」(2年)、「中学校」(4年又は5年)、「女子中学校」(4年又は5年)、「実業中学校」(4年又は5年、例外として3年)、「夜間中学校」(3年)、「夜間実業学校」(3年)、「青年学校」(3年)の7種類の学校である。これ等学校の内、「実業中学校」は工業・商業等に分け、そのアーティキュレーションは「国民中学校」(「国民学校高等科」)修了とすることを提言した。⁵⁸⁾なお、義務教育年限については、「10年乃至11年トシ国民学校ト中等学校トヲ義務制トスルコト」⁵⁹⁾とした。「実業中学校」の教科課程については、第

7項「実業教育」で「実業教育ハ学校教育全般ニ亘リテコレヲ重ンジ、ソノ訓練ヲ施シ、体験的陶冶ヲナスヲ以テ目標トス」⁶⁰⁾とし、その「教授内容ノ改善」を「実業科教授ハ実験実習ヲ基幹トスル施設ト教授トヲ一体的ナラシメルコト」⁶¹⁾を提言する。このために、特に「実地訓練」は「工場、会社等ノ業者ト連携シテ一定期間実地訓練ヲナスコト」⁶²⁾とした。その教科課程編成に当っては、「1.教科(学科)ヲ基本教科ト増設教科トニ分チ、前者ヲ最少限ニ止メ、後ヲ有意義ニ活用シテ教育ノ個性化ヲ図ルコト、2.教科ノ教授時数ハ1ケ年ノ必要総時数ヲ定メルニ止メ、教科経営ニ機動性ト融通性トヲ持タセルコト」⁶³⁾、従って、「教授要目」は「大綱ノミヲ規定スルニ止メルコト」⁶⁴⁾を提言した。「新日本教育研究調査会」の改革論は、このようにその制度的側面においては旧学校制度ときわめて類似した制度を提言すると同時に、一方その教育内容的側面においては、教科課程編成に関する新しいフィロソフィーの模索の跡を見ることが出来る。しかし、それはあくまで模索であって、「基本教科」・「増設教科」の具体的内実の解明にまでは至っていない。昭和21年4月18日付の広田守道氏の論文、「教育制度並にその精神と之に関連する諸問題」も、上記二改革論とほぼ同様なことが指摘できる。同氏はわが国の工業技術教育制度改革のモデルをドイツに求め、「国民学校」(4年)、「中学校」(5年)又は「公民実務学校」(初等4年、上級4年)、「工業専門学校」(5年)又は「工科大学」(6年)と構想する。⁶⁵⁾しかし、同論文はかかる制度構想における各学校の教科課程改革については、何等言及することはなかった。

ところで、政党はどのような改革構想を描いているであろうか。日本自由党は、昭和20年11月の緊急政策第6項「文化・思想」の項で、「高等学校並に大学予科を3年制度、中等学校を5年制度とし、国民学校に地方的特色を加味すること」⁶⁶⁾にあるとし、その教科課程については、「画一教育、法制教育を一掃し、教授教員の独創的知見を尊重して、青少年の個性完成」⁶⁷⁾をめざすべきことを提言する。日本進歩党は、昭和21年5月4日の「戦後教育改革案」の「第二要綱」で、「教育の機会均等」を具体化するために、「官公立の夜学校を振興すること」、「青年学校の振興」等を提言する。⁶⁸⁾これ等政党の改革論が現行制度の域を出るものでなかったのに対し、他の政党のそれは、よりドラスティックな改革を伺わせる。即ち、日本社会党は、昭和20年11月の一般政策第9項「文化」の項で、「義務教育年限の延長、教育制度の根本的改革」、「勤労と教育の結合、社会主義知識の普及」の必要を主張する。⁶⁹⁾又日本協同党は、昭和20年12月の「政策大綱」において、「真理の探究と個性尊重を基調とする新教育方針を確立し以て高度国民文化の建設を期す」⁷⁰⁾と宣言する。日本共産党の昭和21年4月第5回採択テーゼは、「学校教育を労働に近づけると共に、工場、企業、官庁、農林等にすべての勤労者が働きつつ学習し得るような生産、技術、農業および一般教養のための講習もしくは学校が組織され、そこから更に高等学校に進み得るような制度が作られなければならない。」⁷¹⁾と主張する。かかる政党の提言は、このように制度においても、又教科課程においても、ドラスティックな改革を伺わせるが、しかし、その提言はき

わめて抽象的であり、制度は勿論のこと教科課程の具体的な内実については、何等の提案もなかった。

ところで、文部省による工業学校制度改革の模索は、如何なる方向を指して行なわれたのであろうか。その第一は科学教育振興との関連で、又その第二は全学校制度改革との関連で行なわれたと云えよう。まず最初に前者についてであるが、前田文部大臣は昭和20年8月18日の記者会見において、今後のわが国教育改革の方向を「科学教育ノ振興」にあると述べ、⁷²⁾同年9月15日には文部省の機構を改革し、科学教育局を新設している。⁷³⁾又文部省は同年11月22日に、「科学教育ノ振興ニ関シ忌憚ナシ御高説ヲ拜聴致シ以テ終戦後ノ新事態ニ即応スル科学教育ノ確立」⁷⁴⁾のために、「科学教育振興懇談会」⁷⁵⁾を設置している。かかる「科学教育ノ振興」の意図が奈辺にあったかは、「今次敗戦ノ原因ガ我が国科学技術ノ水準ノ米英ニ劣リアリタルコトニ起因スル所大ナルコトハ国民等シク認ムル所ニシテ、今後如何ニシテ科学技術ヲ振興スルヤハ我国将来ニトリテ極メテ重大ナル事項ナリ」⁷⁶⁾と云う認識にあったのである。かかる認識に立つ「科学教育ノ振興」のための模索は、しかし、教育制度あるいは教科課程についての具体的な提案までには至らなかった。⁷⁷⁾

後者、つまり、全学校制度改革とのかかわりにおける工業学校制度の改革意識は、昭和20年10月11日のマッカーサーによる弊原総理大臣宛への五大改革要求、⁷⁸⁾同年10月22日の「日本教育制度ニ対スル管理政策ニ関スル件」指令等によって、しだいに強く意識されるようになる。弊原総理大臣は、かか

る事態にして、昭和20年11月28日の第89回帝国議会貴族院での施政方針演説の中で、今後の教育制度改革の方向を「政府ハ軍国主義及ビ極端ナル国家主義的教育ヲ拭ヒ去リ、教育ノ目的ヲ以テ個性ノ完成ニ依ル、国家社会ヘノ奉仕ニ置クコトトシ、特ニ公民教育ノ画期的振興ヲ期ス」⁷⁹⁾と表明した。文部省も、昭和20年11月20日には、「新タナル時代ノ性格ト之ニ基ク要請ニ即応シテ其ノ改革ヲ図ラントス」⁸⁰⁾意図の下に、「画一教育改革要綱(案)」(昭和20年11月20日付)を、又「根本的解決ハ国家体制全般ニ亘ル一大革新ヲ俟テ始メテ可能ト云フベシ」、従って、「現行ノ教育制度及ビ内容ニ就キテ可可能ナル範囲ニ於テ之ガ措置ヲ考慮セン」⁸¹⁾目的で、「画一教育打破ニ関スル検討並ニ措置(案)」(昭和20年11月20日付)を作成している。

前者では、「学校ノ程度、種類、修業年限、教科ニ関スル画一性ヲ破棄ス」の改革精神の下に、学校制度を次のように構想する。⁸²⁾「イ. 学校ノ程度ハ概ネ国民学校、中等学校(青年学校ヲ含ム)及大学(現制専門学校ヲ含ム)トシ外ニ各種学校ヲ認ム。ロ. 学校ノ種類、修業年限、教科ハ国民学校ニ付テノミ之ヲ画一的ノモノトシ中等学校ニ付テハ修業年限及学科目(教授時数ヲ含ム)ノ最少限ニ関シ大学ニ付テハ修業年限ノ最少限ニ関シテノミ決定ス、各種学校ハ技術、技能、教養等ニ関シ教授シ其ノ程度、種類、修業年限、教科ニ付制約ヲ設ケズ」、「学校入学資格ニ関スル制約ヲ撤廃シ実力主義ニ依ル上級学校進学ヲ認ム」等とした。かかる学校制度構想においては、工業学校は制度的にも又教育内容的にも、きわめてドラスティックに変革されることを予

想させるものである。これに対し、後者ではその作成意図から明らかな通り、現行制度の存続を前提の下に、その部分的修正を図るのであった。従って、工業学校制度改革にかかわるものとしては、「学校令並ニ其ノ附属法令ヲ簡潔ニスルコト。特ニ教授要綱、教授要目ニ関スル規定ノ如キハ之ヲ最少限」とすること、「専門教育ト普通教育ノ直結ヲ計ル」こと、「学校卒業ニヨリ上級学校入学資格ヲ与フル制限ヲ撤廃」すること等の提言⁸³⁾に止まるものであった。

以上、敗戦以降昭和21年4月の第一次米
国教育使節団報告書発表迄の、各種の学校制度
改革論を考察してきた。われわれはこれ等
改革論の中に、現行制度の部分的修正からそ
の抜本的改革を提言するものまで、きわめて
多様な改革構想があったことを知る。そして
これ等の改革構想が、その多様性にもかかわ
らず、しかし制度的側面における具体的提言
と教科課程上における抽象的提言という点に
おいて、きわめて共通性を持っていたことも
指摘できるのである。換言すれば、これ等諸
改革案はいずれも、総論(制度上の枠組)か
ら各論(教科課程)を論ずる立場を取り、各
論から総論への論理展開をみることはなかつ
たのである。とまれ、これ等の改革諸案はG
HQの対日教育政策が未だ不明確な状況の中
で、それを意識しつつ日本の論理の貫徹を目
ざした、暗中模索の改革案であったと云つて
も過言ではない。

第3節 工業高等学校の制度化論と教科課程論

GHQの対日教育政策の明確化は、昭和21年1月4日の米国陸軍省宛の「20名余りの

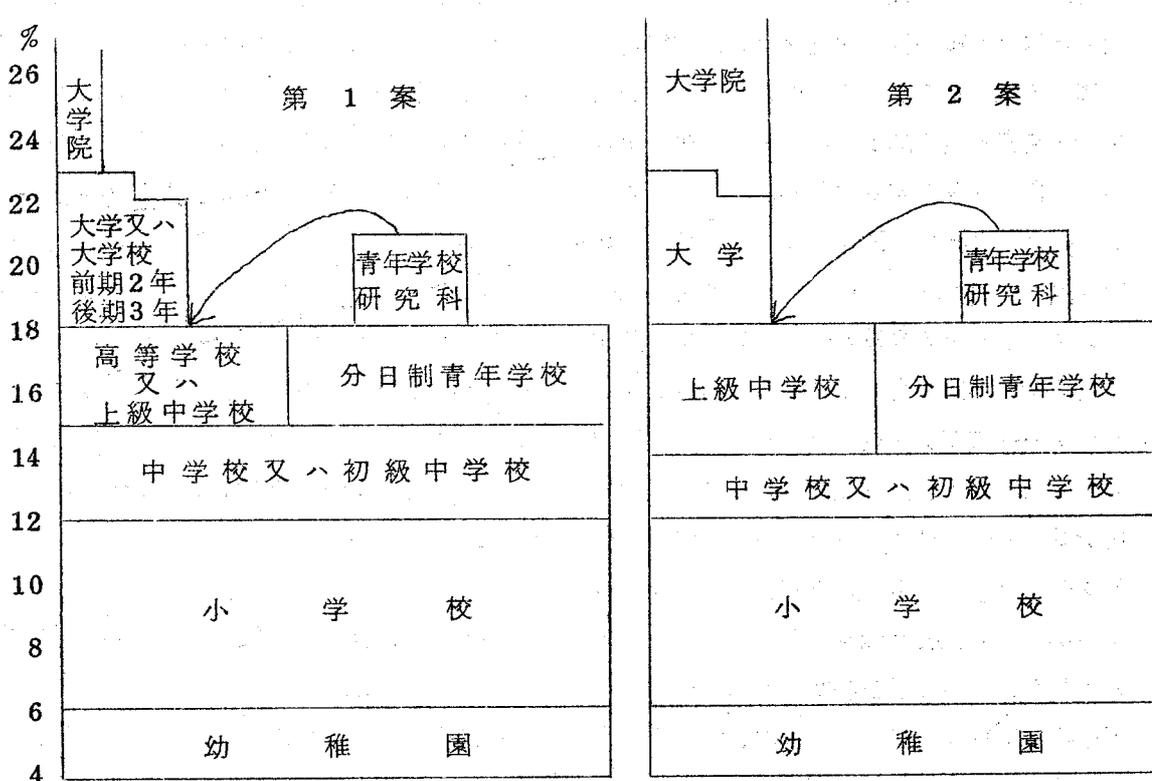
米国教育家の一団を約1カ月間日本に送ってもらいたい」⁸⁴⁾の要請に始まる。この要請を工業学校制度改革との関連でみるならば、それは工業学校制度から工業高等学校制度化論への転換のはじまりと云えよう。従って、ここではこの派遣要請から昭和22年の学校教育法公布迄の工業高等学校制度化論の展開を考察することにする。

GHQは、上記米国陸軍省宛派遣要請とともに、同年1月9日に日本政府宛にも「日本教育家ノ委員会ニ関スル件」を指令し、「教育使節団ノ仕事ヲ容易ナラシメ且ツ使節団ノ研究ト発見ヨリ日本ノ教育制度が最大限ノ利益」⁸⁵⁾をあげるために、「日本側教育家の委員会」の設置を日本政府に要請した。文部省はかかる要請に基づき、昭和21年2月7日に同委員会を設置し、29名の委員を任命したので

ある。委員の半数以上は高等教育機関の関係者であり、⁸⁶⁾きわめてアカデミックな性格を有していた。⁸⁷⁾同委員会は、使節団来訪の準備の過程で得た知識に基づき、同年4月には文部省に「米国教育使節団に協力すべき日本側委員会の報告書」を提出している。⁸⁸⁾

同報告書の「第二編、意見」⁸⁹⁾の「3. 学校体系に関する意見」は、現行の学校制度を(1)中等学校→高等学校→大学への系統、(2)中等学校→専門学校への系統、(3)国民学校高等科→青年学校への系統の三類型であるとし、「これ等各系統は互に他の系統への連絡、即ち、横の連絡を欠いている。この学校系統の三種類は国民生活の階層化を助長するには有利な制度であるが、能力に応じて進学に、又生活上に均等の機会を与える為には不利な制度である。」⁹⁰⁾と批判する。従って、「我が国民

図I-2 学校体系案



の教育の程度を一層向上せしめるとともに教育の民主化を一層促進せしめる」ために、図Ⅰ-2のような学校体系を提案するのである。⁹¹⁾

かかる学校体系案の全体評価はともあれ、⁹²⁾工業学校制度改革との関連では、工業学校は第一案では修業年限3年の「中学校」(初級中学校)後の修業年限3年の「高等学校」(上級中学校)に、又第2案では修業年限2年の「中学校」(初級中学校)後の修業年限4年の「上級中学校」の一種に位置づけられることになる。かかる工業学校は他の種類の「高等学校」あるいは「上級中学校」とは、入学資格、修業年限から明らかな通り、横において同等であると同時に、又大学進学においても「上級中学校の卒業生にはその学校種別の如何を問わず等しく大学への入学資格を認めること」⁹³⁾によって、縦においても同等と構想された。つまり、工業学校制度のかかる「高等学校」制度化構想にあっては、これまでの工業学校の袋小路的性格は打破されることになったのである。その教科課程については、「上級中学校は初級中学校に於て中等程度の普通教育を修めた者を入学せしめることとなる故、ここでは一層高等なる普通教育を施すことが出来、又職業教育を施すことも出来、ここに於て国民中堅層となるべき者を十分に養成することが出来る。第2案に於て4年制としてあるのは第1案に比して義務教育1ヶ年不足している者を十分に教育して、現在の高等学校又は専門学校の2年に近い程度の人物養成を目指しているからである」⁹⁴⁾と指摘する。つまり、かかる工業高等学校構想では当時の工業専門学校2年程度の教育を行なうこととされたのである。しかし、かかる構想においては、これまでの中学校、高等

女学校、実業学校の教育を「高等学校」の教育に再編するに当り、その共通ベースとして如何なる量と質の教育を設定するかについては、何等考慮されることはなかった。このことは、この改革案も総論(制度の枠組)の域を出なかつた必然的な結果であつたと云えよう。とまれ、第1次米国教育使節団報告書発表前に、先の「画一教育改革要綱(案)」をさらに一步進めた形でのかかる改革案が、この時期に提出されたことに注目しておきたい。

占領軍、特に米国の論理からみた日本の教育制度批判と改革へのプレッシャーは、第一次米国教育使節団報告書の発表により、より明確化し具体化することになる。同報告書はこれまでの日本の教育制度を「大衆と少数の特権階級とに対して別々な型の教育を用意して、高度に中央集権化された19世紀型に基いたものであつた」⁹⁵⁾「古い型では、教育は天下り式に組織され、その本質的な特徴は官憲主義であつた」⁹⁶⁾と批判し、制度改革の精神を「出発点は個人でなければならぬ」⁹⁷⁾とした。従つて、新制度の教育は「個人の価値と尊厳を認めることが基になるであろう。それは各人の能力と適正に従つて、教育の機会を与えるように認識されるであろう」⁹⁸⁾と捉えたのである。そしてこの「個人」は「労働者」workers、「市民」citizens、「人間」human beingsであるとされ、教育の目的は「個人をかかゝる人間存在に育成することにあるとした。換言すれば、「教育とは個人を、社会の責任ある協力的成員たらしめるよう準備することである」⁹⁹⁾と定義したのである。米国の論理による以上のような日本の教育制度批判と新教育理念の提起に基づき、同報告書は教育制度改革の基本原則を

「個々人の利益は国家のそれに従属されてはならない。教育を受ける機会が個人の能力に応じて、性、人種、信条、皮膚の色にかかわらず、すべての人々に等しく与えられるべきである。」¹⁰⁰⁾とし、次のような学校制度改革を提言するのである。即ち、「初等学校」primary school(6年)・「下級中等学校」lower secondary school(3年)・「上級中等学校」upper secondary school(3年)・「大学」のいわば、「一元的・単線型学校体系」の提言である。¹⁰¹⁾現行学校制度との関連では、「初級及び上級中等学校」は「小学校高等科、高等女学校、予科、実業学校及び青年学校の果しつある種々の機能を継続することになる。」¹⁰²⁾と捉え、又、高等教育機関との関連では「『上級中等学校』の課程を修了すれば、実力ある卒業生には、師範学校専門学校及び大学予科入学の資格を与えるべきである。」¹⁰³⁾と提言した。つまり、工業学校は一部は「初級中等学校」に、又一部は「上級中等学校」に改組されるべきことを提言したのである。そしてかかる「上級中等学校」は「無月謝で希望者はだれでも入学できる」¹⁰⁴⁾学校であり、男女共学制を原則とし、「家事、農業、商業及び工業教育課程のみならず、なおまた専門学校及び大学の入学準備になる学究的な課程も含むべきである。」¹⁰⁵⁾と構想した。つまり、「上級中等学校」の non-selective school 化であり、準義務化である。又「教育の機会均等」、「能力適性に応じた教育」の保障のために、「上級中等学校」は「地方の狭小な地域では、これ等全部の課程を一つの学校に集めるよう勧告する。都市や人口の密集した地域では課程によっては、別々の学校に集めた方がよいものもあるが、しかし大

体において、我々は包括的な『上級中等学校』制をとる。」¹⁰⁶⁾とし、いわゆる総合制を提言するのである。かかる学校制度改革の提言によって、工業学校は制度的側面においては、横においても、又縦においても、他の中等学校と全く同等の学校として位置づけられることになる。

ところで、その教科課程について、どのように構想しているであろうか。同報告書は「職業教育」vocational education の項で、次のように提言する。¹⁰⁷⁾

日本は、その家屋、都市、工場及び文化施設を再建するために、教養ある頭はもちろん熟練せる手をも必要とする。日本における民主主義の保証としては、一団の熟練せる、職についている、見聞の広い工員に優るものは無い。彼等是一个の産業的資産であると共に、精神的資産でもある。かくの如き民主主義の防護者を創出するために、日本の教育者は、精神だけで働く人々に対すると同時に、器具を持って働く人々に対しても敬意をはらうように、国民を誘導しなければならない。創造力と立派な衝動とは学者の独占物ではないし、また従来もそうではなかった。故に我々は初等教育においてもまた中等教育においても、社会研究の教案中に工員や労働者の社会的寄与と彼等に関する問題とを強調するよう勧める。十分に訓練された職員の指導の下に、各種の職業的経験を生徒に与えるべきである。

ここでは「職業教育」は人間が「個人」となるための「労働者」教育と捉えられ、かかる「職業教育」こそ、新日本再建のためにも、

きわめて重要なものとして要請する。従って、かかる「職業教育」は単に職業関係学校にとどまらず、すべての学校で行なわれるべきことを提言するのである。しかしその提言の内容はきわめて抽象的、常識的なものとなっている。かかる事態は、同報告書が日本社会における職業生活に対する認識とその批判を欠いていたことに起因しているように思われる。それ故極論すれば、「第一次『報告書』は、職業教育についてはほとんどまったく関心をしめていない。」¹⁰⁸⁾とさえ云っても過言ではない。

日本の社会生活の現実認識とその批判の欠落、そしてそれと対照的な米国の論理の提起、その結果としての職業教育改革の抽象性は、同報告書の脱れることのできない部分であった。例えば、同報告書は「カリキュラム」Curriculumの項を設定しながらも、「立派なカリキュラムは単に知識のために知識を伝える目的を以て工夫されるものではない。それは先づ生徒の興味から出発して、生徒にその意味がわかる内容によって、その興味を拡大充実するものでなければならない。」¹⁰⁹⁾と指摘するにとどまるのである。かかる「人間の内部に潜む自然的自発性への信仰」¹¹⁰⁾に基づく教科課程編成原則(米国の論理)は、日本社会の歴史的・具体的現実の中で鋭い葛藤を惹起するはずのものであった。そしてこの葛藤の克服は、米国の論理によって解決できるものではなく、新しい論理を身につけた日本人によってのみはじめて解決し得る問題であった。かかる課題解決のプロセスの究明は、しかし次章以降に譲り、ここでは同報告書が制度改革における具体的提言と教科課程改革における抽象的提言という跛行のあった

ことだけを指摘しておきたい。そしてこのことが、行論において明らかにする通り、工業学校制度改革過程において、制度改革と教科課程改革の跛行現象を惹起する大きな要因となったことも指摘しておきたい。とまれ、同報告書はかかる問題をはらみながらも、「米国教育使節団報告書に関するマッカーサー元帥の声明」¹¹¹⁾を経て、「爾来総司令部による教育改革の根本方針」¹¹²⁾となり、教育制度改革一般がそうであったように、工業高等学校制度改革過程においても、きわめて重要な役割を果たすことになるのである。

第一次米国教育使節団報告書のかかる勧告を契機に、政府及び文部省は教育制度の抜本的改革の着手を決意する。田中耕太郎文部大臣は、昭和21年6月14日の地方長官会議において、その間の事情を「教育制度刷新に関しては、米国教育使節団来朝の際に設置せられました日本側委員会を改組し、それに新たな要素を附加して教育刷新委員会を組織し、出来るだけ速かに発足したいと存じて居ります。」¹¹³⁾と説示している。又昭和21年6月24日の第90帝国議会衆議院における松原一彦議員の質問に対し、「政府ト致シマシテハ内閣直属ノ教育刷新委員会ヲ設ケマシテ、第一線ノ教育者、其ノ他教育ニ関シテ識見ノアル練達ノ士ヲ網羅シテ、先程来朝サレマシタ米国教育使節団ガ残サレマシタ報告書ヲ大イニ参考ニ致シマシテ、我ガ教育ノ全般ニ亙リマシテ研究ヲナシマシテ、政府ト致シマシテハ其ノ結果ヲ大イニ尊重シ、教育制度ノ¹¹⁴⁾全般的改革ヲ企図致シテ居ル次第デアリマス」¹¹⁴⁾と答弁している。政府はかかる意図の下に、昭和21年8月10日、「教育刷新委員会官制」(勅令第373号)を公布し、同日に教

育刷新委員会（以下、教刷委という。）の委員として38名を任命した。¹¹⁵⁾委員の職歴構成は63%以上が高等教育機関の関係者であり、¹¹⁶⁾きわめてアカデミックなものであった。

教刷委は昭和21年9月7日に第1回総会を開催し、委員長に安部能成、副委員長に南原繁を互選し、¹¹⁷⁾議事運営規則を定めている。¹¹⁸⁾南原副委員長は委員長欠席のため、開会挨拶を代行して、「この両方側（マ司令部及び日本政府、引用者注）に対する自立、独立性を以て、どこまでも正しい審議、調査をすることが第一の任務のように心得て居ります。」¹¹⁹⁾と挨拶し、当委員会の使命を表明している。そして、教刷委の審議に当っては「アメリカ教育使節団の作られたあのレポートがございしますので、これは我々の重要な一つの参考となるものでございまして、これを通じて司令部の方々との連絡協力、更に私共が案を樹てる上に於きまして、文部省の外、日本の諸機関の御協力、御援助を得ることについて、三者協力して終局の案を作りあげるということになる。左様に私共了解しているのであります。」¹²⁰⁾と述べている。¹²¹⁾

教刷委の戦後教育制度改革上の役割についての評価は、その35回の建議及び数回の声明¹²²⁾にもとづいて、教育基本法、学校教育法、教育委員会法、その他重要な法律が公布されたことからみても、きわめて重要な役割を果たしたと云い得るものである。¹²³⁾

ところで、かかる教刷委は工業学校制度改革に如何なる構想を描いたであろうか。山崎国輔文部次官は、教刷委第1回総会において、教刷委の審議のための参考意見として、「現下教育上緊急に解決を要する諸重要問題について」の下に、当面する重要課題として14

項目を提示した。¹²⁴⁾これ等項目の内、工業学校制度改革にかかわる事項は、「青年学校について」と「教育内容について」である。

山崎文部次官は、青年学校の問題を「戦時中軍事教育訓練所の色彩が強かったため、終戦後は虚脱的の状態ではありますが、かかる状態を速かに恢復して次代の国運を背負うべき青年子女の教育を確立すべきことが肝要であると思います。就中男子のみの義務制は憲法上疑義もありますので速かに解決を要する問題であります。」¹²⁵⁾と説明している。又教育内容については「従来生徒児童の能力に適應しないのみならず、画一的でありました。この際教科内容の全面に亘り真理の探究と人格の完成並に社会連帯の責任と自覚を有する世界的日本人を育成する見地に立つて再検討を行い、知育徳育体育の調整を図ると共に職業教育を重視致すべきではないかと考えます。」¹²⁶⁾と説明している。

教刷委の審議はかかる問題提起を踏え、昭和21年9月13日の第2回総会以降、その審議が行なわれることになる。しかし、その審議においては、制度上の改革論議が中心を占め、教育内容改革の問題は深く論議されることはなかった。その理由を教刷委委員の城戸幡太郎氏は、「年限やその分節（教育制度の枠組、引用者注。）は教育の目的や内容によって規定されるべきものであって最初から年限を規定してそれに内容をはめこめようとするのは方法が逆である。委員会の審議がこの逆の方法をとったことに大きな間違いがあった。……（中略）……委員会では内容のことを後廻わしにしている間に肝腎の内容の問題はCIEからの要求で決定せざるをえなくなってしまう。……（中略）……現在の委員陣

容では箇々の特殊な問題を審議することは実際には不可能である。」¹²⁷⁾と指摘している。

しかも、その制度改革論議においても、特に工業教育あるいは職業教育の視座から制度改革が論議されたわけでもなかった。委員の主要関心事は、すでに先行研究が明らかにする通り、¹²⁸⁾ 青年学校及び旧制高等学校制度の存続にあったのである。教刷委の制度改革論議におけるかかる職業教育視座の欠落について、昭和22年10月10日に新に委員に任命された淡路円治郎氏は、「教育刷新委員会そのものにアカデミズムの空気が強く、ある意味に於ては反動的とも見られる節がないでもない。」¹²⁹⁾と批判している。

教刷委はかかる問題点をはらみながら、しかし結果的には工業学校制度の抜本的改革を迫る建議を行なう。即ち、昭和21年12月27日の「学制に関すること」(教刷委第一回)の建議である。これにより教刷委は原則として、学校体系が6・3・3・4をとることを建議するのである。そして「中学校に続くべき教育機関について」において、次のような「高等学校」(仮称)を構想するのである。¹³⁰⁾

1. 3年制の高等学校(仮称)を設ける。但し、4年制又は5年制のものも設けても差支えないこと。
2. 右の高等学校には、全日制のものと定時制のものがあること。
3. 右の高等学校は、必ずしも男女共学でなくてもよいこと。
4. 右の高等学校は、普通教育並びに専門教育を行うものとする。
5. 男女18才未満の者は、1カ年一定時

間の普通教育を受けるものとする。

工業学校制度は、この建議により工業高等学校制度に改革されることになるのである。かかる改革の提言が、職業教育視座さらには教育内容の審議を欠落したまま3カ月余の審議により、容易に決定をみたことは、その反面では工業高等学校制度の実施過程に、幾多の問題解決を残すことになる。第二部第二章で考察する通り、高等学校制度の実施後間もなく、かかる学校制度改革が「職業教育の振興」の見地から再検討されるのは起るべくして起ったとも云い得るのである。

教刷委第一回建議、「学制に関すること」はかかる問題をはらみながら、しかし文部省によってその法案化の作業が行なわれる。昭和22年1月17日に内閣へ送付された「学校教育法案」のうち、工業高等学校制度にかかわる条項を示せば、以下の通りである。¹²¹⁾

第4章 高等学校

第48条 高等学校は、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第49条 高等学校の学科は、命令でこれを定める。

第50条 高等学校には、夜間において授業を行う課程又は定時制の課程を置き若しくはこれのみを置くことができる。

第51条 高等学校には、通信により教育を行う施設を附置することができる。

通信による教育に関する事項は、命令でこれを定める。

第52条 高等学校には、専攻科及び別科

- を置くことができる。
- 専攻科及び別科に関する事項は、命令でこれを定める。
- 第53条 高等学校の修業年限は、3年とする。但し、4年又は5年とすることができる。
- 第54条 高等学校の設備、編成、学科及びその程度、教科用図書、生徒の入学、進学、転学、卒業及び懲戒に関する事項は、命令でこれを定める。
- 第55条 高等学校に入学することのできる者は、中学校を卒業した者及びこれに準ずる学校を卒業した者とする。
- 第56条 高等学校には、校長、教授及び事務職員を置かなければならない。
- 第57条 高等学校は、地方教育総長の監督に属する。
- 第58条 第33条第2項、第3項及び第5項並びに第34条の規定は、高等学校について、これを準用する。この場合において、第33条第3項及び第34条中「教諭」とあるのは、「教授」と読み替えるものとする。

文部省は、かかる「学校教育法案」が制定公布されることを想定して、同日に各地方長官宛に「新学校制度実施準備に関する件」（発学第63号）を通牒し、パンフレット「新学校制度実施準備の案内」（以下、「案内」と云う。）を配布している。「案内」は新学校制度実施に際しての一般的注意事項を記し

たものであり、¹³²⁾工業高等学校制度について特に項を起し解説したわけではない。従って、ここでは「案内」の高等学校制度の解説を、総論（高等学校制度）からみた各論（工業高等学校制度）の構想と云う形で、「案内」を分析することにする。

「案内」によれば、高等学校は「中学校修了後更に学校教育を継続しようとする者を全部收容することを理想とする」¹³³⁾学校（第一次米国教育使節団報告と同じ。）であり、その修業年限は「3年（第10・第11・第12年）を原則とするが、4年あるいは5年のものも認める」¹³⁴⁾（教刷委建議と同じ。）と捉えられた。又その設置については、「都道府県及び市町村等は高等学校の設置に対して努力してほしい」¹³⁵⁾こと、又「義務制ではないが、将来は授業料を徴集せず無償とすることが望ましい」¹³⁶⁾こととされた。男女共学制については、「必ずしも男女共学ではなくてもよい」（教刷委建議と同じ。）とされた。このように高等学校は義務教育修了後進学できる唯一の学校で、且つ non-selective school と構想された。かかる制度構想の結果、「高等学校には多岐の課程を置くことになる。課程としては、一般的なもの並びに農業・工業・商業及びその他の職業に関するものとなる。」¹³⁷⁾（第一次米国教育使節団報告書と同じ。）の指摘を含んでいたことに留意する必要がある。つまり、高等学校が学校制度上において単一であるが故に、高等学校制度枠内での教育の多様化が構想されたと云うことである。このことは重要である。と云うのは、かかる考え方に立てば学校制度上の単一理念と高等学校制度内での教育多様化とは、高等学校の実施過程、特にその教科課

程編成において鋭い緊張関係を惹起することになるからである。その具体的な内実はその第2章で考察したい。「案内」では、しかしこの問題が強く意識されることなく、「教育の機会均等」の見地から、高等学校は「大都市においては極めて専門化した高等学校もあり得るが、その他の地方では更に進学する者のため、あるいは職業に就く者のために必要な課程を併置するいわゆる総合的なものを置くこともあろう。」¹³⁸⁾の指摘に止まっている。そこではいわゆる単独制か総合制かの問題は、地域の高等学校生給源とのかかわりで捉えられ、生徒の進学コースと就職コースの選択機会の問題に集約されているのである。「教育の機会均等」の制度的保障のためには、勿論、かかる見地を欠くことができないことは云うまでもない。しかし、それと同時にこの問題は両コースの教育を異質同価に評価し得る実質的保障を制度的に如何に用意するかの問題を含むものであった。具体的には、それは教科課程の内実の問題であり、又高等学校の学校制度上の単一理念と高等学校制度内多様化の許容範囲の明確化である。これについて「案内」は、ただ「高等学校の教科課程の規準は別途に発表されるが、この教科課程は実質的には昭和22年度より中等学校の上級学年、即ち、将来高等学校に該当することになる者に対して適当に應用されることになる。」¹³⁹⁾と指摘するに止まっている。表I-5のように、その教科課程を包括的に表明しているに過ぎない。

「案内」は高等学校を単一な制度でしかも多様な教育機能を果たす学校と構想する故に、その通学形態も「高等学校には、昼間全日制のもの、夜間全日制のもの、定時制のものが

表 I-5 高校教科課程適用案

備考 夜間の学校では、教科課程の適用については各学校において適当に調整しなければならないであろう。	第(第三)学年	第(第一)学年	第(第一)学年	別の本 案の 教科 課程 学年 別	本案の高等学校教科課程の適用に該当すべき現在制度の例	
	増設	第五学年	第四学年			中学校
	増設	第五学年	第四学年			高等女学校
	増設	第五学年	第四学年			実業学校
	増設	第三、四年	第二、三年			中学校(夜間)
	増設	夜間(第三、四年)	第二、三年			高等女学校
	増設	夜間(第三、四年)	夜間(第二、三年)	実業学校		
	増設	第三、四年	第二、三年	国民学校初等科修了入学の		
	増設	第三、四年	第二、三年	国民学校高等科修了入学の		
	増設	第三、四年	第二、三年	国民学校初等科修了入学の		
	増設	第三、四年	第二、三年	国民学校高等科修了入学の		

ある。」¹⁴¹⁾(教刷委建議と同じ。)とし、きわめてダイナミックな制度形態を考えている。特にその定時制については、青年学校制度の廃止との関連で、青年学校本科イコール定時制課程と理解されることを危惧し、別に「高等学校定時制課程の設置」の項を起し、詳細に解説している。¹⁴²⁾定時制課程の「修業年限は地方の実情により4年又は5年に延長することができる。」、教員・教育の程度は全日制と同一であり、「卒業資格も全日制のものと原則的には同一であるべきである。」と構想したのである。

ところで、第一次米国教育使節団報告書以降「案内」に至る改革構想、つまり、本論文の主題とのかかわりでは工業学校制度から工業高等学校制度への改革構想において、その教科課程改革は具体的にどのように進められたであろうか。教科課程改正に対する比較的組織的な取り組みとしては、昭和21年4月17日に文部省内に設置された「教科課程改正準備委員会協議会」¹⁴³⁾をあげることができよう。同協議会は同年8月末までに約22回の会議を開いているが、¹⁴⁴⁾その活動内容は不詳である。ただ、「教科課程改正準備委員会協議会報告」によれば、「現行学制(旧学制のこと、引用者注。)ヲ前提トシ米国教育使節団報告書ヲ参照シテ教科課程改正ヲ協議シテ行クコト」、「教育ノ目的ヲ根本的ニ検討シ次イデ教科課程改正ノ協議ニ移ルコト」、「教育ク新目的ニ沿テ現在ノ教科課程ヲ修正セント云フ行キ方ヲ採ルコト、先ツ国民学校ノ教科課程ノ修正カラ初メルコト」等の記録を見ることができる。¹⁴⁵⁾同協議会の教科課程改革の取り組みは、きわめて原初的なものであり、それは文部省関係事務官の教科課程

改革の学習会であったことを伺わせるものである。

昭和21年9月のCIEから文部省への、新学習指導要領及び新教科書作成指示¹⁴⁶⁾は、教科課程改革に新しい展開を促すことになる。文部省は同年9月に上記協議会を「教科課程改正準備委員会」に再編し、教科課程改革に具体的に着手している。同準備委員会の活動目次によれば、次の通りである。¹⁴⁷⁾(1)委員会協議設置報告、(2)「教育の目的」、(3)「教育計画の大綱」、(4)小学校教科課程等、(5)小学校教科課程表—①社会科、②生活法科、③芸術科図書、算数科、(6)中等学校教科課程表(一)(青少年課編)、(7)国民学校教科課程案、(8)国民学校初等科学科課程案、中学校(6・3・3案による)学科課程案、(9)学科課程について—米国教育制度調査—(21.10)、(10)アメリカのハイスクールに於ける職業科(21.11.19)、(11)国民学校に於ける自由研究について(21.11.14)、(12)学科課程、必修選択、進級卒業の関係に関する参考資料(21.11.14)、(13)下級中学実業科要項(案)(21.11.9)、(14)新制中学校教科課程案(22.1.10)、(15)実業科コース・オブ・スタディーについて、である。国立教育研究所蔵の「戦後教育資料」では、しかし、この部分の資料ファイルは不完全であり、その活動内容を正確に捉えることはできない。ただ、高等学校の教科課程編成に当っては、アメリカのハイ・スクールの教科課程が参考にされていることを伺わせる。例えば、アメリカのハイ・スクールにおける大学進学課程(「準備学級」)の「文科志望」と「理工科志望」の教科課程と、就職課程の例として「商業学級」(一般商業、簿記)のそれが収集されている。しかし、職業高等学

校あるいは工業高等学校のそれを見い出すことはできない。このことから、直ちに当時において職業高等学校における教科課程改革が全然意識されなかったと結論づけることは妥当ではない。例えば、当時学校教育局長であった日高第四郎氏は、昭和21年10月に今後の日本の将来が「産業の復興という現実的基礎をなしには、平和な民主的文化国家の建設がはかない夢と消え去る」、従って、「実業教育の振興如何が、日本の将来を決定する」の認識の下に、「今後の実業教育において、合理的に実証的な科学精神と技術とをもって更にこれを補いたい。」と主張している。¹⁴⁸⁾

日高氏の「実業教育」に関するかかる教科課程改革精神の具体化は、しかし、第二章で考察する通り、「教科課程改正準備委員会」に負うよりも、むしろ、CIEの職業教育担当官、ルイス・モス(L. Q. Moss)と実業教育振興中央会にあったと指摘できるのである。

以上、工業学校制度から工業高校制度への制度改革が、工業学校制度の何を克服しようとするものであったかを明らかにするため、その制度化過程を分析してきた。その結果、われわれはそれを次のように要約できるように思う。即ち、その第一は制度改革に力点が置かれ、それと表裏の関係にある教科課程改革が軽視されたことである。この結果、制度理念と教科課程との緊張関係での工業高等学校の制度化をみることはなかったのである。第二章で考察する工業高等学校の制度理念とその教科課程の内実との跛行現象は、このことに起因すると云えよう。その第二はその制度上の改革においても、学校制度全体の改革(総論)に傾斜し、職業教育あるいは工業教育の視座(各論)からの検討を欠いていたこ

とである。その結果、この学校制度改革を抽象化させることになり、「教育の機会均等」あるいは「民主主義教育」理念の具体的な内実の吟味を不可能にした。その第三は、従って、工業高等学校は高等学校の一部であると言うきわめて抽象的把握にとどまったことである。もともと工業学校から工業高等学校への転換は、かかる理解の仕方では混乱を惹起させるだけであった。と云うのはかかる転換によって、新教育理念の視点から批判された工業学校制度の基づけられていた「吾々自身の背にある暗い重い問題」が、直ちに解決できるものではなかったからである。その問題解決の糸口はまさに歴史的所与の中で、高等学校の学校制度上の単一理念とかかる高等学校制度内の多様化とのせめぎあいであったのである。その第四は、かかる課題認識の欠落の結果、工業高等学校の教科課程が高等学校教育としての統一理念・統一作成手続なしに、CIEと既存の組織との癒着の中で決定されることになる。宮原誠一氏は、後にかかる制度改革状況を捉え、「多くの教育関係者が文化国家や新教育ののどかな歌をうたいつづけることは、個々の人々の不明というよりも、むしろわれわれの教育の体制の全体としてのデカダンスをしめすものである。」¹⁴⁹⁾と自己批判している。工業高等学校制度化過程にみられるかかる特徴は、工業高等学校制度化が敗戦という特殊な状況の下で、総論の域を出ず、各論から総論へのフィードバックがなかったことの必然的な結果であった。この循環は、しかし、高等学校制度の実施を待って、初めて可能なことでもあったのである。

(注)

- 1) 「学制」は「工業学校」について、「第29章中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ヘル所ナリ分テ上下ニ等トスニ等ノ外工業学校……アルヘシ。」「第37章工業学校ハ諸工術ノ事ヲ教フ」と規定。
- 2) 明治12年の「教育令」では、「学制」の「工業学校」は「其他各種ノ学校」と規定される。「教育令改正」は「職工学校」について、第2条第4項で「職工学校ハ百エノ職芸ヲ授クル所トス」と規定。
- 3) 「小学校令」は第2条第2項で「徒弟学校及実業補習学校モ亦小学校ノ種類トス」と規定。
- 4) 「徒弟学校」、「実業補習学校」は小学校の一種と規定されていたし、又中学校の関連法令は中学校が普通教育機関と実業教育機関の二重性を持つことを規定していた。即ち、明治19年の「中学校令」の第1条は「中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス」、第7条は「尋常中学校ニ於テハ土地ノ情況ニ因リ文部大臣ノ認可ヲ経テ商業工業ノ科ヲ置クコトヲ得」と規定。明治24年の「中学校令中改正」の第12条は「尋常中学校ハ農業工業商業等ノ専修科ヲ設クルコトヲ得」と規定。明治27年の「尋常中学実科規程」の第2条は「地方ノ必要ニ従ヒ専ラ実業ニ就カントスル者ニ適切ナル教育ヲ施ス為ニ第1年級ヨリ専ラ実科ヲ授クル所ノ尋常中学校ヲ設クルコトヲ得」、第3条は「前条ノ尋常中学校ハ実科中学校ト称スルコトヲ得」と規定。
- 5) 東京工業大学；東京工業大学60年史，大日本印刷，昭和15年を参照されたい。明治14年4月8日の「職工学校ヲ東京ニ設置スヘキ件ニ付司」によれば東京職工学校の設立理由は、(1)小学校を卒業せる細民子弟の防貧教育，(2)模範的徒弟教育の是正・職工教育の充実，(3)日本工業経営者の憑式たらしむること，(4)工業の挽回，(5)全国職工学校の模型たらしむること，(6)全国職工学校の教員の養成となっている。
- 6)～12)，14)～15) 法令全書。なお，卒業程度とは、「卒業又はこれと同等以上」の意味で使用。以下本論文では同じ。
- 13) 臨時教育会議の答申については，海後宗臣編；臨時教育会議の研究，東大出版，昭和35年を参照されたい。
- 16) 清水幾太郎；今日の教育哲学，雑誌「思想」昭和26年4月号，p.226。
- 17) 清水幾太郎；前掲同書，p.267。
- 18) 実業学校の多様化とそれに伴う実業学校の学校制度上での「袋小路」を打破するため，大正13年3月12日の文部省告示第109号によって，専門学校入学無試験検定者として，新に，「尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限5，高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限3年若ハ之ト同等以上ノ実業学校卒業生」が加えられた。さらに，昭和3年8月28日の文部省告示第355号により，その対象は，「実業学校卒業程度検定規程ニ依ル検定ニ合格シタル者」にまで拡大される。詳細については，教育史編集会；明治以降教育制度発達史第7巻，教育資料調査会，昭和14

- 年を参照されたい。
- 19) 昭和18年1月20日公布の中等学校令第1条、第2条、第7条、第8条を参照されたい。
- 20) 昭和18年3月2日中学校規程(文部省令第2号)第40条第1項は国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル中学校ニ於テハ欠員アル場合第三学年以下ノ学年ニ於テ国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル実業学校ノ相当学年ニ在学スル生徒ノ転学ヲ許可スルコトヲ得」、同高等女学校規程(文部省令第3号)第41条第1項は「国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル高等女学校ニ於テハ欠員アル場合第三学年以下ノ学年ニ於テ国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル実業学校ノ相当学年ニ在学スル生徒ノ転学ヲ許可スルコトヲ得」、同実業学校規程(文部省令第4号)第46条第1項は「国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル実業学校ニ於テハ欠員アル場合第三学年以下ノ学年ニ於テ国民学校初等科修了程度ヲ以テ入学資格トスル他ノ種類ノ実業学校、中学校又ハ高等女学校ノ相当学年ニ在学スル生徒ノ転学ヲ許可スルコトヲ得」と規定する。
- 21) 昭和18年1月20日公布の中等学校令第9条、第11条を参照されたい。
- 22) 曾我部久・佐藤和韓瑛；新制中等学校の教育一制度の解説と其の運営一、宝文館、昭和18年、pp.37-49。
- 23) なお、この他実業学校規程第2条第3項により、「特別ノ必要アルトキハ前項ニ掲ゲル学科以外ノ学科ヲ設クルコトヲ得」と規定された。
- 24) 実業学校規程第4条第1項は「実業学校ニ於テハ教科及修練ヲ課スベシ」と規定する。
- 25) 教科の内、「実業科」の目標については、第6条第1項で「実業科ハ我が国産業ノ国家的使命ヲ明ニシ産業ノ技術及経営ニ関スル実務ヲ修練セシメ工夫創造ノ能ヲ養ヒ産業報告ノ信念ト実践力トヲ鍊成スルヲ以テ要旨トス」と規定される。
- 26) 同規程第13条は「実業学校ノ教科及修練課程ハ別ニ定ムル標準ニ依リ之ヲ定ムベシ」と規定。
- 27) 曾我部久・佐藤韓瑛；前掲書、p.230。
- 28) 「増課時数ハ之ヲ実業科ニ配当シ学科ノ種類及土地ノ情況ニ依リ適切ナル課程ヲ編成スルコト。必要アル場合ハ増課時数ヲ以テ実業科ノ科目ノ教授事項ヲ増加シ又ハ新ニ科目ヲ増課スルコトヲ得」と解説している。
- 29) 文部省；高等学校工業科学習指導の手引、実教出版、昭和41年、p.482。
- 30) 「教科及修練ノ課程編成上ノ注意」によれば、「増加時数」は主として「実習・製図」に当てることが望ましいとされていたので、この時間を加算すれば、A類型では23.22%、B類型では26.83%となる。なおさらに「実習・製図ハ毎週授業時数配当表ノ授業時数以外ニ亘リ之ヲ課スルヲ得ルコト」になっていた。
- 31)、32) 文部省；高等学校工業科学習指導の手びき(機械編)、実教出版、昭和41、付表。
- 33) 昭和20年8月15日付、文部省訓令第

- 5号。
- 34) 仲新；日本現代教育史，第一法規，昭和44年 p.18。
- 35) 文部省大臣官房文書課；終戦教育事務処理提要（以下，終戦教育事務処理提要と云う）第1輯， p.204。
- 36) 同上書， p.70。
- 37) 同上書， p.119。
- 38) 同上書， p.123。
- 39) 同上書， p.67。
- 40) 同上書， p.128。
- 41) 同上書， p.27-28。
- 42) 「戦時教育令」の廃止は，昭和20年10月6日（勅令第564号），「学校技能者養成会」のそれは，昭和20年10月11日（勅令第566号），「工場事業場技能者養成令」のそれは，昭和20年10月11日（勅令第565号）である。
- 43) 日本における生産禁止品目として，「ホ.民間用として設計せられたるものを含み，一切の型式の航空機，ヘ.一切の型式の航空機の生産に使用する為特に設計し又は生産せらるる部分品，組成品及材料」を指定。
- 44) 航空関係団体の解散，航空科学に関する調査，実験，教授等の禁止を指令。
- 45) 終戦教育事務処理提案第一輯， p.110。
- 46) 同上書， pp.139-143。
- 47) ここでは「戦時体制」の概念を，産業教育70年史，産業教育80年史と同様に，昭和12年の日華事変以降昭和20年の太平洋戦争の敗戦までと捉える。
- 48) 終戦教育事務処理提案第二輯， p.237。
- 49) 同上書， pp.237-238。
- 50) 法令全書。
- 51) 終戦教育事務処理提案第二輯， p.284。
- 52) この論文は，戦後教育制度改革のための参考資料として，昭和20年9月27日付で文部省文書課長より，科学教育局長宛に配布されたものである。
- 53) 国立教育研究所蔵；戦後教育資料（以下，戦後教育資料と云う。）I-2。
- 54) 安岡氏の改革論では，高等学校（旧制）は廃止することになる。
- 55) 14項目とは，(1)教育理念，(2)公民教育，(3)科学教育，(4)学校教育，(5)女子教育，(6)青少年教育，(7)実業教育，(8)家庭教育及社会教育，(9)教育制度，(10)教育形態，(11)教育設備，(12)教育者ノ養成，(13)教育研究所ノ創設，(14)当面ノ緊急課題である。
- 56) 新日本教育研究調査会；新日本教育ニ関スル意見， p.25。
- 57) 新日本教育研究調査会；前掲同書， pp.25-26。
- 58)・59) 新日本教育研究調査会；前掲同書， p.28。
- 60) 新日本教育研究調査会；前掲同書， p.16。
- 61)・62) 新日本教育研究調査会；前掲同書， p.17。
- 63)・64) 新日本教育研究調査会；前掲同書， p.29。
- 65) 戦後教育資料I-16。
- 66) 「文部時報」昭和21年8月号， p.22。
- 67) 同上書， p.23。
- 68) 同上書， pp.23-24。
- 69)・70) 同上書， p.22。
- 71) 同上書， pp.17-22。

- 72) 昭和20年8月18日付朝日新聞記事。
- 73) 文部省の「科学教育ノ振興」への姿勢は、昭和20年11月7日の「科学教育現地実態調査ニ関スル件」(発科第59号)、同年11月5日の「民間科学技術関係研究所存続依頼ノ件」(発科第60号)によっても、伺うことができる。
- 74) 戦後教育資料I-16。
- 75) 構成メンバーは、金原寿郎(一高教授)、玉虫文一(武蔵高校教授)、吉川晴男(日大予科教授)、篠遠喜人(東京帝大教授)、内田俊一(東工大教授)、緒方富雄(東京帝大助教授)、佐藤尚勝(横浜医専主事)、三島新吉、宇井芳雄(東京第一師範教授)、宇邦かをる(女学校教諭)、池田正二(鉄研第一部長)、今野武雄、日野清次郎(国民学校長)、佐久間登(国民学校長)、花田長次郎(国民学校長)、中等学校より2名。
- 76) 戦後教育資料I-16。
- 77) 現行制度の枠内での調査研究としては、昭和20年10月1日の「実業学校指定校設置ニ関スル件」(発国第169号)の通牒をあげることができる。これにより、「今後ノ実業教育ノ運営ヲ考究具現」するため、昭和20年度に27校の実業学校が指定され、1校当り、5,000円の補助金が交付された。文部省は「実業学校指定校」制度の導入により、「将来我国産業界ノ中堅技術者養成ヲ目途トシテ真ニ実業教育ノ使命達成ニ遺憾ナキ」ことを期そうとしたのである。
- 78) (1)選挙権賦与による日本婦人の解放、(2)労働の組合化促進、(3)より自由主義的な教育を行うための諸学校の開校、(4)秘密の検察及びその濫用が国民を絶えざる恐怖に曝らしてきた如き諸制度の廃止、(5)日本の経済機構の民主化である。
- 79) 近代日本教育制度史料編纂会編；近代日本教育制度史料(以下、近代日本教育制度史料と云う)第23巻、講談社、昭和39年、p.323。
- 80)~83) 戦後教育資料I-4。
- 84) 近代日本教育制度史料第18巻、p.514。
- 85) 石川謙、他監；新日本教育年記第1巻、学校教育研究所、1966、p.257。
- 86) 委員の職歴構成は、国民学校長、青年学校長、中学校長の各1名、専門学校・高等学校・高等師範学校長8名、大学学長・総長4名、帝大・大学教授5名、文部省次官・局長3名、その他6名である。
- 87) 昭和21年2月28日に第1回委員会を開催し、委員長に南原繁、副委員長に河原春作枢密顧問官を任命している。
- 88) 城戸幡太郎は、「米国教育使節団に協力すべき日本側委員会の報告書」の提出月日を、「日本側委員は使節団の報告書が示されない前に、日本側委員の建議書を文部大臣に提出したのであって、これは一般に公表されなかった」と述べている。〈雑誌「教育」昭和22年8月号、p.2〉
- 89) 「第二編、意見」は1.教育勅語に関する意見、2.教権確立問題に関する意見、3.学校体系に関する意見、4.教員協会又は教育者連盟に関する意見、5.教育方法問題に関する意見、6.国語国字問題に関する意見から構成されている。
- 90), 93), 94) 戦後教育資料。

- 91) 戦後教育資料。なお、この学校体系案は、「日本側委員会の総会の決議となったものではなく参考案として大多数の賛成を得たものである。」と報告されている。(戦後教育資料)。
- 92) 仲新氏は「従来のがわが国の従前の学校制度の伝統と実情を考慮した学制改革であった」が、しかし、「教育刷新委員会の建議の先駆をなすものといえよう」と評価する。(日本現代教育史, p.219) 又山住正己氏は「ここに示されているのは、その後発足する新学制とほぼおなじであり、勤労青年にたいする配慮もみられ、意欲にみちた構想であったといふことができる。」と評価する。(教育科学研究会編; 戦後教育の森への証言, 毎日新聞社, 昭和44年, p.14)。
- 95) 近代日本教育制度史料第18巻, p.521。
- 96), 97) 同上書, p.522。
- 98) 同上書, p.523。
- 99) 原文は「Education should prepare the individual to become a responsible and cooperative member of society.」である。
- 100) 近代日本教育制度史料第18巻, p.539。
- 101) 山内太郎編; 学校制度, 戦後日本の教育改革5, 東京大学出版会, 1972, pp.30-31。
- 102) 近代日本教育制度史料第18巻, p.577。
- 103) 同上書, p.578。
- 104)~106) 同上書, p.542。
- 107) 近代日本教育制度史料第18巻, p.534。
- 108) 官原誠一; 日本社会の教育目標—“生産”概念を中心に—, 「思想」昭和26年4月号, p.309。
- 109) 近代日本教育制度史料第18巻, p.525。
- 110) 清水幾太郎; 今日の教育哲学, 「思想」昭和26年4月号, p.266。
- 111) 近代日本教育制度史料第18巻, pp.580-581。
- 112) 田中耕太郎; 教育基本法の理論, 有斐閣, 昭和36年, p.34。
- 113) 文部省大臣官房総務課編; 歴代文部大臣式辞集, 大蔵省印刷局, 昭和44年, p.481。
- 114) 近代日本教育制度史料, 第31巻, p.423。
- 115) 38名中「日本側教育家の委員会」の委員であった者は, 19名である。
- 116) 文部省; 教育刷新審議会要覧, 昭和27, pp.136-139, 「教育刷新審議会委員異動」を参照されたい。
- 117) 昭和22年11月14日に, 委員長は南原繁, 副委員長は山崎国輔に交代。
- 118) 国立教育研究所蔵; 教育刷新委員会・教育刷新審議会議事速記録(マイクロフィルム, 以下, 教刷委又は教刷審議事速記録と言う)第1回総会資料。
- 119), 120) 教刷委議事速記録第1回総会。
- 121) 教刷委とCIE, 文部省との連絡機関としては, 「スティアリング・コミッティー」と「ハイアー・コミッティー」とがあった。前者は, 司令部側としてCIE教育部長等3名, 文部省側として文部次官等3名, 教刷委側として委員3名から構成。後者は, CIE教育局長, 同教

- 育部長、文部大臣、文部次官、教刷委委員長から構成。後者は「特に重要な問題とか、三者間に意見の一致を欠いたような場合に臨時に開かれるものである。」詳細については、山崎国輔；教育刷新委員会の現状と今後の課題、「文部時報」昭和23年4・5月号、pp.1-7を参照されたい。
- 122) 日本近代教育制度史料第19巻、pp.247-355を参照されたい。
- 123) 平凡社；教育学事典第2巻、平凡社、昭和30年、p.52。
- 124) 14項目は、(1)青年学校について、(2)義務教育の年限について、(3)教員養成制度について、(4)教員の待遇について、(5)教職員の身分保障について、(6)教育内容について、(7)国語改革について、(8)教授方法について、(9)教育行政について、(10)教育財政について、(11)公民教育について、(12)体育保健について、(13)科学教育について、(14)その他の重要事項について、である。
- 125)、126) 教刷委議事速記録第1回総会。
- 127) 城戸幡太郎；教育刷新委員会と学制改革、「教育」昭和22年8月号、p.3。
- 128) 山内太郎編；戦後日本の教育改革第5巻・学校制度、東大出版、pp.32-40。
- 129) 淡路円治郎；高等学校の職業教育、「教育」昭和23年4月号、p.10。
- 130) 日本近代教育制度史料第19巻、p.29。
- 131) 仲新；前掲同書、p.231。
- 132) 「案内」の主要目次は次の通りである。第1.新学制実施準備協議会の設置について、第2.昭和22年度における生徒の進学について、第3.学校制度改革(6・3・3制)、第4.新学校制度(6・3・3制)を実施するに当たり、昭和22年度に現在制度の学校に対して採られるべき措置である。
- 133)~136) 近代日本教育制度史料第23巻、p.252。
- 137)、138) 同上書、p.251。
- 139) 同上書、p.253。
- 140) 同上書、pp.264。
- 141) 同上書、pp.252-253。
- 142) 同上書、pp.260-262。
- 143) 稲垣・肥田野編；戦後日本の教育改革第6巻、教育課程総論、東大出版、1971年、p.169によれば、その構成メンバーは文部省の中堅官僚であったと云われている。
- 144)、145)、147) 戦後教育資料Ⅱ-32。
- 148) 戦後教育資料Ⅰ-45。
- 149) 宮原誠一；生産主義教育論—日本教育再建の基本方向—、「中央公論」昭和24年10月号、p.47。